

税制改正による主な変更点

1. 【所得税】基礎控除額の変更

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		
	改正後		改正前
	令和7年・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円		
489万円超 655万円以下 (665万円5,556円超 850万円以下)	63万円		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

2. 給与所得控除額の変更

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		収入金額×30% ＋8万円

3. 控除対象扶養親族等の所得要件の変更

改正後	改正前
合計所得58万円以下	合計所得48万円以下

4. 特定親族（19歳以上23歳未満）の新たな控除（特定親族特別控除）の創設

特定親族の合計所得	控除の種類（控除額）	
	改正後	改正前
58万円以下 ※改正前は48万円以下	特定扶養控除 (63万円)	特定扶養控除 (63万円)
58万円超 ※改正前は48万円超	特定親族特別控除 (所得に応じて3～63万円)	控除なし

お問合せは、お近くの
税務署までお願いします

※国税庁ホームページも
参考にしてください。



▲国税庁ホームページ